



環境報告書 2019

Environmental Report



東京たま広域資源循環組合



▶管理者からのメッセージ

ごみの最終処分事業やエコセメント事業を通じ、資源循環型社会の実現に貢献します。



管理者 町田市長
石阪 丈一

東京たま広域資源循環組合では、日の出町の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、東京都多摩地域25市1町約400万人から出されるごみを、各種法令や地元との公害防止協定を遵守し、安全かつ適正に最終処分を行っております。処分場の受入れにつきまして、改めて日の出町の皆さまに感謝申し上げます。

当組合は、組織団体の住民、事業者の皆さまのご協力のもと、「循環型社会」の形成へ向け取り組んでまいりました。その中の一つ「ごみ減量化」への取組が実を結び、平成30年度は不燃ごみの埋立てがゼロとなるなど、多摩地域のリサイクル率を全国トップクラスへと押し上げています。

また、埋立が終了した谷戸沢処分場において自然再生エリアを設定し、国蝶オオムラサキの生息やフクロウの営巣を確認するなど「里山的自然環境の再生」が進んでいます。併せて第2期埋立エリアでは、再生可能エネルギー及び処分場の有効活用のため、平成29年10月1日送電を開始した「メガソーラー施設」を設置し、発電規模は約2メガワット、一般家庭約500世帯分の年間発電量を賄うことができる多摩地域最大級の太陽光発電施設を運営しています。

この環境報告書2019では、平成30（2018）年度に循環組合が行った環境保全の取組をご紹介しますとともに、その取組を通じて、多くの皆さまからのご協力やご意見を頂ければ幸いです。

今後とも当組合は、環境保全の取組をより一層進めるとともに、多摩地域の循環型社会実現へ向けた取組を行ってまいります。

▶事業概要

1. 東京たま広域資源循環組合とは

地方自治法第284条第2項に基づき、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理を事業目的として、昭和55(1980)年11月1日に設立された一部事務組合です。

2. 事業目的

- 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理
- 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業

3. 組織団体

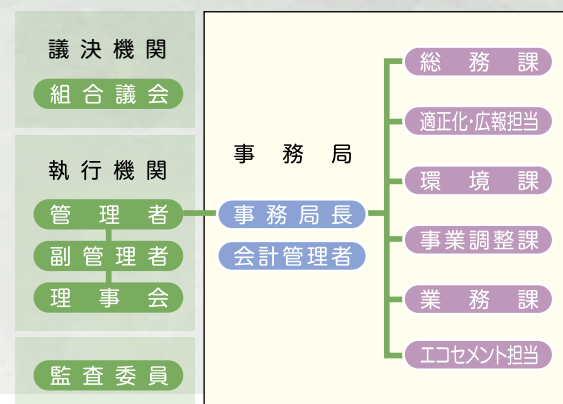
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

4. 主な事業

多摩地域25市1町の一般廃棄物最終処分のため、東京都日の出町にある二ツ塚処分場・谷戸沢処分場の設置・管理運営を行っています。

5. 組合の組織

東京たま広域資源循環組合は、組合議会、理事会、管理者及び事務局等から構成されます。



▶環境方針

循環組合では「環境方針」を定め、資源循環や自然環境の保全など、様々な環境保全の取組を進めています。

東京たま広域資源循環組合環境方針

基本理念

私たちがよりよい環境を次世代に引き継いでいくためには、今後一層、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルを進めるとともに、それでもなお残るごみについては適正に処理しごみによる環境への負荷を低減していくことが重要です。

人口約400万人を擁する東京多摩地域では、リサイクル先進地域としてこれまでもごみ減量の取組が行われてきましたが、今後とも、二ツ塚処分場を一日でも長く利用できるよう廃棄物の減容（量）化を着実に進めていくことが必要です。

循環組合は、エコセメント事業を通じて多摩地域の一般廃棄物のリサイクルをさらに進めるとともに、埋立処分量削減の促進、周辺環境に配慮した埋立処分事業を進めていきます。事業に当たっては、次の基本方針に基づき、周辺環境への汚染の防止や環境への負荷の低減などを進めていきます。

基本方針

1. 地域住民の健康で安全な生活を確保し、さらには地球環境を保全するため、環境に関する法令や協定等を遵守して環境汚染を防止していきます。
2. 庁舎、ごみの埋立て及びエコセメントの製造に伴う各事業活動において、省資源・省エネルギーを推進し、温室効果ガスの排出を抑えることで、地球温暖化の防止に努めます。
3. ごみ（一般廃棄物）の排出抑制を推進するとともに、ごみ焼却灰を埋め立てずにエコセメントの原料として再資源化する取組を進め、貴重な最終処分場を効率的に使用します。
4. 最終処分場内において、動植物や水辺環境の保全・創出を進め、住民が自然と触れ合い、親しむことのできる環境を確保します。
5. 循環型社会の実現に向けて、住民に見学会など広く環境学習の場を提供し、ごみ問題の解決への意識を啓発していきます。
6. 環境方針やそれに基づく取組・実績、環境データなど、組合が保有する環境に関する情報を、積極的に公表します。

令和元年5月1日

東京たま広域資源循環組合 管理者

石阪丈一

▶編集方針

東京たま広域資源循環組合は、環境保全への取組をより多くの皆さまにご理解いただくとともに、取組のさらなる充実を図ることを目的に「環境報告書」を発行しています。

前半では私たちの事業内容を紹介するとともに、環境保全へ向けた様々な取組を報告しています。

本冊子では、詳細情報まで掲載できない内容もありますので、ホームページも合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

循環組合 検索 <http://www.tama-junkankumiai.com/>

■報告する期間

平成30年度（平成30年4月1日～31年3月31日）

※一部、平成31年度の内容も含んでいます

■準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン」
2005年度版 東京都環境局



目次

【私たちの事業】

- ▶ 二ツ塚処分場 4
- ▶ エコセメント化施設 6
- ▶ 谷戸沢処分場 8

【環境への取組】

- ▶ 適切な処分場管理 10
- ▶ 環境保全の取組 12
- ▶ 地球温暖化の防止 13
- ▶ 環境コミュニケーション 14
- ▶ 資料 15

「ごみの受入れから処分まで」 最終処分場の役割

二ツ塚処分場

東京たま広域資源循環組合では、ごみの最終処分を法令や地元との協定等に従い適切に管理運営を行っています。現在埋立を行っている二ツ塚処分場は、国内最高水準の設備・システムを備え、徹底した安全管理を行っています。また、動植物が生息しやすい環境の保全・創出にも取り組んでいます。

●25市1町でのごみの中間処理



中間処理後のごみの搬入量 (単位：t/年)

	平成 29年度	平成 30年度
八王子市	12,559	12,244
立川市	3,462	3,575
武蔵野市	2,540	2,675
鷹野市	3,391	3,568
青梅市	2,393	2,340
府中市	4,566	4,572
昭島市	1,677	1,609
調布市	4,080	4,296
町田市	7,797	7,646
小金井市	1,272	1,305
小平市	4,542	4,736
日野市	3,740	3,653
東村山市	2,582	2,471
国分寺市	1,818	1,950
国立市	1,717	1,616
福生市	977	958
狛江市	1,551	1,551
狛江市	1,819	1,793
清瀬市	1,659	1,631
東久留米市	2,718	2,563
武蔵村山市	1,830	1,827
多摩市	3,449	3,336
稲城市	2,014	2,012
羽村市	973	961
西東京市	4,009	3,965
瑞穂町	745	723
合計	79,880	79,576

※搬入重量は、小数点以下を四捨五入しており、端数調整を行っています。



多摩地域の清掃工場

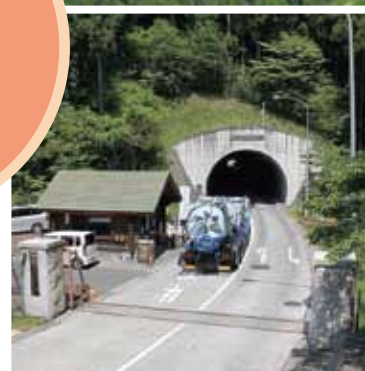
「ごみのゆくえ」

皆さんの家庭などから出されたごみは、まず清掃工場で処理されます。可燃ごみは焼却され、不燃ごみは細かく破碎されます。この処理を中間処理といいます。

中間処理後に出てくる焼却灰や破碎された不燃ごみを、東京たま広域資源循環組合では最終処分しています。焼却灰はエコセメントにリサイクル処理し、破碎した不燃ごみは埋立処分によって安定化・無害化します。

埋立量の推移

埋立処分されている不燃ごみは年々減少しており、平成30年度は、埋立処分を実施しておりません。エコセメント事業を含め、廃棄物減容(量)化基本計画が着実に進められた成果です。



●ごみを運び入れる

搬入時間は平日午前9時～午後4時(12月1日から2月末までは午前9時～午後3時30分)。強風の日のごみの飛散を防ぐため、不燃ごみの搬入を中止します。



●ごみの重さを量る

トラックごとに不燃ごみと灰の重さを量り、清掃工場からの搬入情報データと照らし合わせます。

不燃ごみ



●ごみを降ろす

ごみが飛散しないよう、水をかけながら作業します。



焼却灰

●エコセメントの製造

焼却灰はエコセメント化施設でエコセメントに生まれ変わります。



●降ろされたごみを検査する

埋立する前にごみを検査し、埋立できないもの(乾電池など)があった場合、それを除去し、搬入団体へ返却します。



●土をかぶせる

ごみの飛散を防ぐため、その日のうちに土をかぶせます。土は、この処分場を造ったときに出土したものを再利用しています。



「エコセメント事業の推進」 焼却灰の再利用で循環型社会に貢献

エコセメント化施設

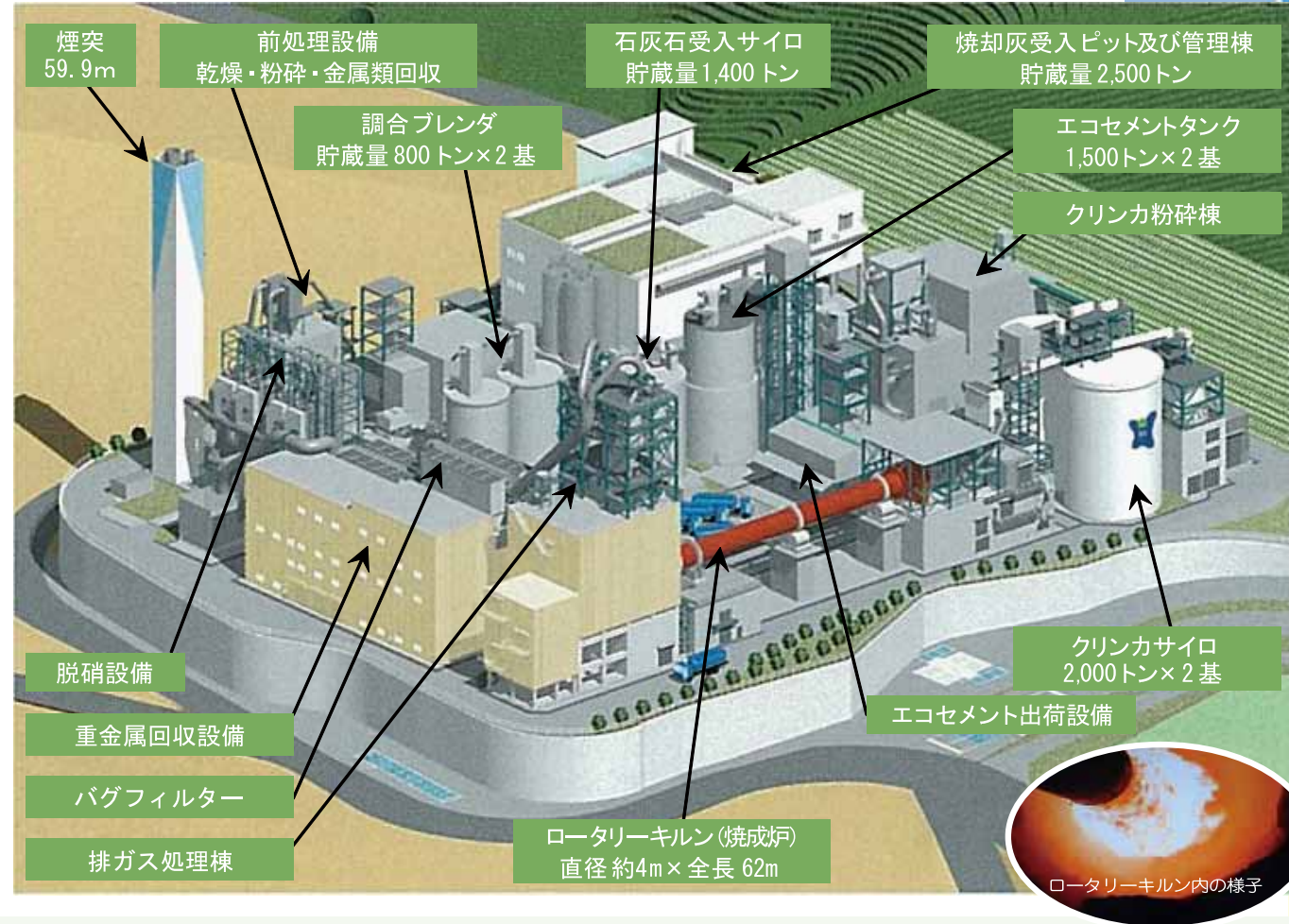
循環組合では、処分場を長く使っていくために、平成18年度から焼却灰を埋め立てず、その全量をエコセメントにリサイクルしています。

この事業により、埋立対象物は不燃ごみのみとなり、埋立量が減少し、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延長することができました。

※エコセメントとは

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。エコセメントは、普通ポルトランドセメントと同等の品質をもっており、主にコンクリート製品等に使われています。

主な施設と装置



●エコセメントの認証制度 ～エコタローが目印です！～

「東京たまエコセメント」を100%使用している製品を「東京たまエコセメント製品」として認証し、循環型社会の構築に役立てています。都内など20社24工場で認証されています（平成31年4月現在）。製品は各自治体の公共工事などに利用されています。

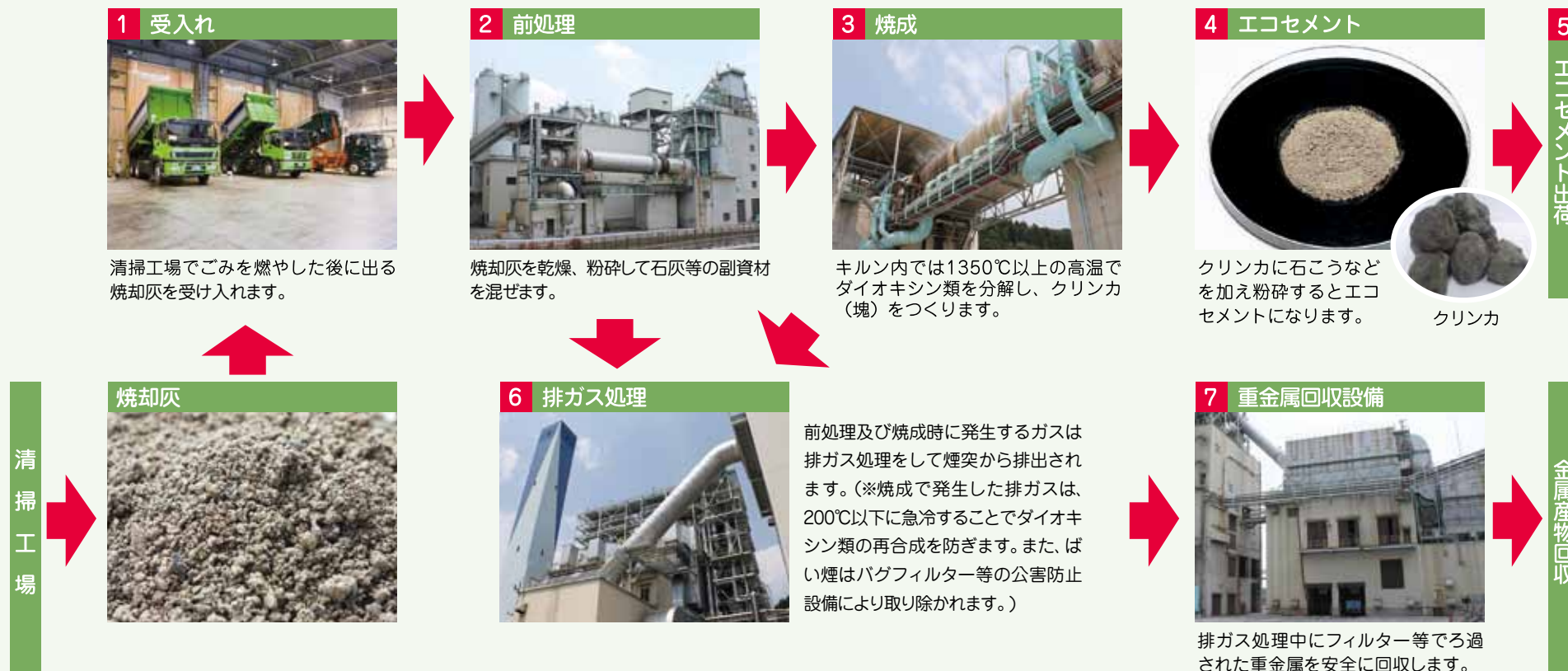


公園の整備にも使われています。

●認証マークがついたエコセメント製品



●エコセメントが出来るまで



●海外からの視察受入れ

JICA等による国際技術支援の研修の場として、海外からの自治体職員による視察を受け入れ、エコセメント化施設の維持管理に関する技術的な内容やエコセメントの用途について説明を行いました。

平成30年度は、インドや中国、ブラジル、マレーシア、パキスタン、ミャンマー、韓国などから視察に訪れました。



「埋立が終了した処分場の適正管理」 万全な管理を実施し、再生した自然環境を保全 谷戸沢処分場

谷戸沢処分場は、平成10年に埋立を終了しました。以降、廃棄物処分場としての廃止に向け、適切な管理を続けています。また、里山的自然環境の再生を進めるため、処分場下流に清流を取り戻す水源の確保や、ビオトープの設置など、生態系を豊かにする努力も行っています。こうした努力の結果、処分場内の草原エリアではサシバやヒバリなどが見られ、水辺ゾーンにはカワセミやカイツブリが訪れ、森林エリアではフクロウが営巣しています。また、日の出町の天然記念物であるトウキョウサンショウウオの産卵や、国蝶であるオオムラサキの飛翔が見られるなど、豊かな里山の生態系が再生しています。



清流復活用貯水池の設置

処分場下流側の谷戸川に生息しているホタルを保全するため、冬季に河川の水が枯れないよう、平成11年に清流復活用貯水池を設置しました。



国蝶オオムラサキの保全

谷戸沢処分場では、国蝶オオムラサキが生息していることが確認されています。オオムラサキの幼虫は、エノキの葉を食べ成長し、冬になると根元の落ち葉で冬を越します。

落ち葉が風で飛ばされないよう、処分場内にあるエノキの根元に保護柵を設置するなど、オオムラサキが育ちやすい環境を整えています。



トウキョウサンショウウオの保全

トウキョウサンショウウオは、国の絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）に掲載され、日の出町の天然記念物に指定されています。谷戸沢処分場では、産卵池の整備を行い、トウキョウサンショウウオの保全を行っています。



湿地ビオトープの設置

平成16年には、清流復活用貯水池の一部に常時水の溜まった状態の浅瀬（湿地ビオトープ）を設置し、モリアオガエル（日の出町の天然記念物）やトンボなどの水生生物が生息しやすい環境を整えました。



1. 適切な処分場管理

循環組合では、廃棄物を安全に埋め立て、ごみにふれた雨水(浸出水)をきれいにして公共下水道へ放流しています。廃棄物のうち、清掃工場から搬入される焼却灰は、埋め立てずに安全で良質なエコセメントにリサイクルしています。

法の遵守はもちろん、日の出町及び地元自治会とさらに高い水準の公害防止協定を結び、これらを遵守して様々な環境配慮を行っています。

1-1. 安全な廃棄物(不燃ごみ)の埋立と排水処理(二ツ塚処分場)

(1) 安全な埋立

二ツ塚処分場では、廃棄物を安全に埋め立てるため、細心の注意を払っています。

●搬入物の検査

日の出町及び地元自治会の立会いのもと、搬入された不燃ごみを検査します(写真)。



また、循環組合では、搬入廃棄物の性状の適正化について、搬入団体とのコミュニケーションを十分に行っています。

●適切な覆土

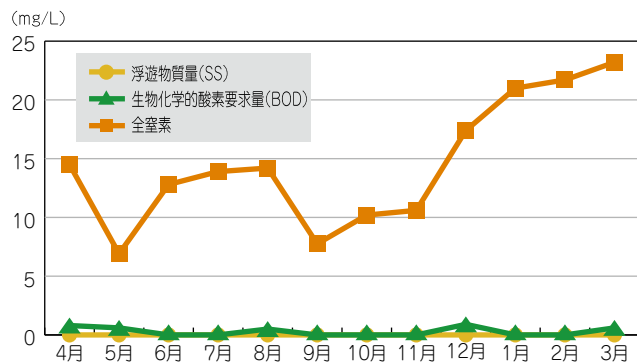
搬入された不燃ごみは、その日のうちに土をかぶせます。埋立時には風速を測定し、風が強い場合はごみの搬入を中止して、ごみが飛散しないように十分な配慮をしています。

(2) 安全な水処理

ごみにふれた雨水(浸出水)は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。平成30年度も調査結果に問題はありませんでした。

●水処理施設の水質データ(平成30年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L、全窒素は120mg/L)に比べ、著しく低い値で推移しています。(下図)



*浮遊物質量(SS): 水の濁りの目安です。
生物化学的酸素要求量(BOD): 水の汚れの目安です。
全窒素: 赤潮などの原因となる物質です。

1-2. 廃棄物の量を減らす

(減容(量)化の取組—二ツ塚処分場・エコセメント事業)

安全性とともに大切なことは、廃棄物そのものを減らす取組です。これは、処分場の使用年数の延伸にもつながります。

循環組合では5次にわたる廃棄物減容(量)化基本計画を策定・運用し、「資源循環」という考え方で廃棄物の減容(量)化を推進しています。

●資源循環による廃棄物の減容(量)化の状況

平成18年7月からエコセメント化施設が本稼働したことにより、今まで埋め立てていた焼却灰は、エコセメントとしてリサイクルしています。

このため、埋立対象物は不燃ごみのみになり、埋立量は大幅に減少し、平成30年度の埋立量は0㎡となりました。

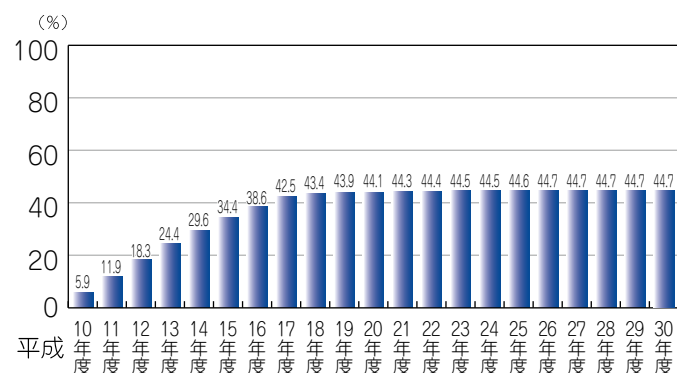
また、廃棄物の減容(量)化を推進したことにより、埋立進捗率は44.7%に留まっています。(下図)

循環組合では、今後とも「極力ごみを出さない」ということが最も重要なことと位置付け、組織団体(自治体)や地域の住民、関係者への呼びかけを継続し、ごみの減容(量)化に努めていきます。



二ツ塚処分場埋立地とエコセメント化施設

二ツ塚処分場は、残り55.3%(平成31年3月現在)で埋立が終了します。限りある埋立処分場を長く使うことができるよう、組織、団体、住民の皆さまからご協力をいただいております。



*埋立の進捗率は、処分場の埋立割合です。

2. 安全で質の高いエコセメントの生産(エコセメント化施設)

焼却灰をエコセメントにリサイクルするためには、灰を乾燥、粉砕したり、1,350℃以上の高温で焼成するなど、多くの工程が必要になります。

各工程では、環境への負荷を抑え、安全な処理を実施しています。



●焼却灰の飛散や悪臭などの防止

焼却灰の受入れは建屋内で行い、室内の空気は吸引・脱臭処理しているので、施設の外へ漏れることはありません。

●大気や水質の保全

焼却灰の乾燥や焼成で発生する排ガスに含まれる有害物質はバグフィルター等で全て除去され、排水もきれいに処理し下水道へ放流しています。

また、法や公害防止協定に基づく環境モニタリング調査を定期的に行っています。

●放射性物質を含む焼却灰の管理

平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法(※)に基づく特定一般廃棄物処理施設としての維持管理を、法令に基づき行っています。また、測定結果については、日の出町、地元自治会、環境省へ定期報告し、循環組合HPにおいても数値を公表しております。
※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

3. 施設内外の安全管理(二ツ塚処分場)

埋立や水処理のほか、周辺環境の管理も重要です。

処分場へ出入りする車両や使用する道路、水路の管理にも十分な注意を払っています。

●埋立地で使用した車両の全車洗車の徹底

埋立地で使用した車両については、車両に付着した土などが外に持ち出されないよう、洗車を実施しています。



●二ツ塚処分場内の道路と水路の清掃・点検

二ツ塚処分場内の道路や外周水路に汚れが溜まらないように清掃を行うとともに、処分場施設を安全に稼働させるため点検しています。

●消防訓練の実施

火災による処分場施設の被害を最小限に抑えるために消防訓練を実施しています。

4. 埋立終了地の安全な管理(谷戸沢処分場)

埋立を終了して自然環境が回復した谷戸沢処分場は、安全な施設管理を実施しています。

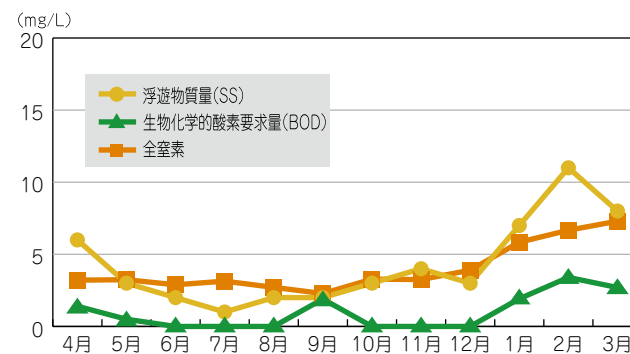
●安全な水処理

処分場からの排水は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。二ツ塚処分場と同様に厳しい基準に則って処理し、環境モニタリング調査を行っています。調査には日の出町及び地元自治会の方(写真)に立会っていただき、平成30年度も調査結果に問題はありませんでした。



●水処理施設の水質データ(平成30年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L、全窒素は120mg/L)に比べ、著しく低い値で推移しています。(下図)



●埋立地の自然回復

谷戸沢処分場では周辺環境への影響を確認するため、埋立開始以前から30年以上にわたり、場内及び周辺における動植物の調査を継続しています。

また、埋立地内にスキ野原や水辺環境を整え、里山的な自然環境が再生し、その保全に取り組んでいます。



里山の自然環境を代表する動植物が確認されている谷戸沢処分場

2. 環境保全の取組

処分場とその周辺には豊かな自然が広がっています。循環組合では、埋立が終了した谷戸沢処分場の自然再生に取り組むとともに、現在埋立中の二ツ塚処分場の周辺の森林、生態系の保全を進めています。

◆ タヌキとキツネ

昔話にもよく出てくるタヌキとキツネは、日本では身近な動物でした。タヌキは23区内にも生息するぐらい、今でもよく見ることができる動物です。もちろん谷戸沢・二ツ塚両処分場内にも住んでいて、時々子タヌキも見られます。

キツネはタヌキより警戒心が強く、なかなか人前に姿を現しません。キツネは両処分場周辺に住んでおり、時折処分場内に遊びに来る姿が見られます。



タヌキ



キツネ

◆ 渡り鳥とクサレダマ（草連玉）

谷戸沢処分場の清流復活用貯水池には、カモ類などの渡り鳥がたくさん訪れます。外から人が入ることができない処分場の環境は、安心して羽を休めるのに適しているのです。

そんな渡り鳥たちが、植物のタネを運んでくることがあります。クサレダマもその一つで、いつのまにか湿地ピオトープに生えていました。クサレダマは夏に黄色い花をつける山中の湿地に生育する多年草です。西多摩地域では、東京都のレッドリストの絶滅危惧ⅠB類（EN）に分類されています。



オシドリ



クサレダマ

◆ カモシカ

ニホンカモシカはウシ科の日本固有種で、国の特別天然記念物に指定されています。高山に生息するイメージが強いカモシカですが、近年は低山に降りてくる地域が多くなり、二ツ塚処分場にもたびたび姿を現します。処分場内では競合するニホンジカが見られないためか、斜面の小段を悠々と歩いたり、木の葉を食べたりしています。西多摩地域では、東京都のレッドリストの絶滅危惧Ⅱ類（VU）に分類されています。



コラム 処分場の生き物たち

3. 地球温暖化の防止

地球温暖化は、現代社会における最大の課題の一つです。

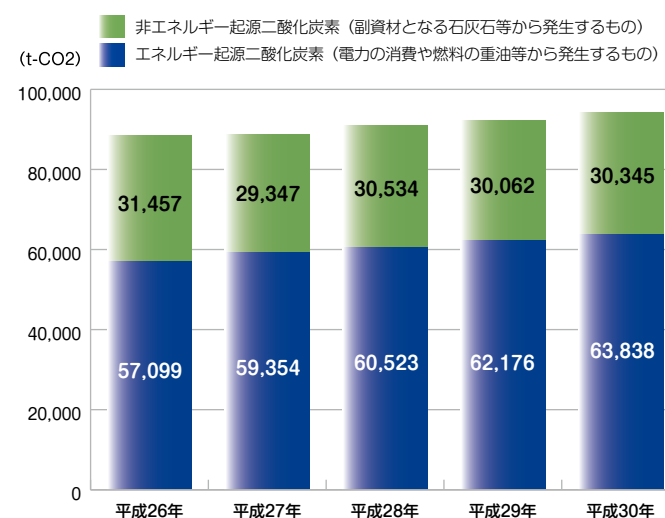
循環組合では、廃棄物の最終処分やエコセメント事業において、できる限り温室効果ガスの発生を抑える取組を実施しています。

1. 循環組合全体の取組 （温室効果ガスの削減）

地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めています。具体的な取組としては、機器の運転の効率化や、エコセメント焼成炉の停止回数の低減などによる省エネ対策を実施してきました。また、エコセメントの副資材となる石灰石粉の一部を、焼成時に二酸化炭素を発生しない生石灰に転換しています。

これらの対策により、平成30年度は、エネルギー起源の温室効果ガス排出量を基準年（平成19年）の排出量（77,269t・CO₂/年）と比較し、約17%削減することができました。

■ 二ツ塚処分場エコセメント化施設 温室効果ガス排出量の推移



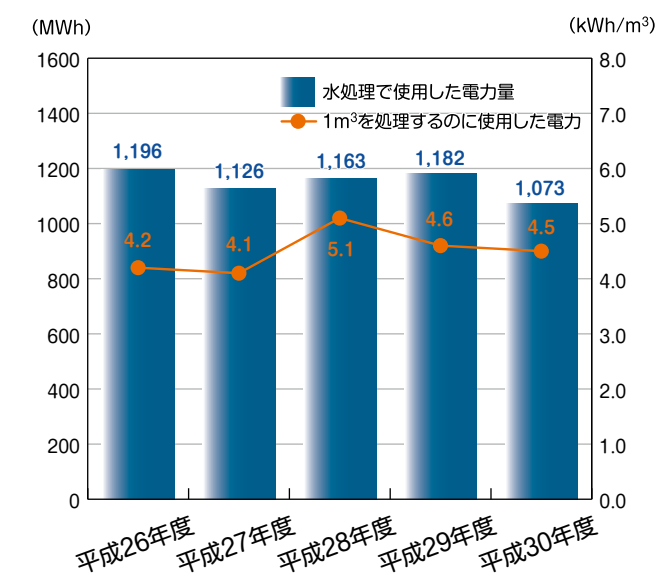
2. 地球温暖化防止の活動

(1) 処分場における温暖化対策

二ツ塚、谷戸沢処分場では、水処理で大きな電力を使います。循環組合では、適切な水処理を実施しながら、必要最低限のエネルギーの使用に留めるよう努力しています。

平成30年度の電力使用量は1,073MWhであり、過去4年間と比較し減少しました。降雨により浸出水量は変化しますので、これが原因で電力量は変動します。1m³の排水処理を行うのに必要な電力量は4.5kWhでした。

■ 水処理で使用した電力量の推移



(2) エコセメント化施設における温暖化対策

エコセメント化施設は、設計時から省エネルギー対応に留意した施設ですが、さらなるエネルギー使用の削減を目指し、効率的な運転に取り組んでいます。



谷戸沢処分場 自然再生エリア

4. 環境コミュニケーション

循環組合では、廃棄物の処理や環境保全について地域の皆様によりよく理解していただくよう努めています。また、大切な情報については積極的に広く公表しています。

1. 地域とのコミュニケーション

(1) 環境データの公表

円滑な処分場運営には、周辺住民の方々や関係者の方々のご理解とご協力が不可欠です。循環組合では、定期的に日の出町役場や住民の方々に環境データなどについて積極的に説明をしています。また、同様にホームページには環境データを公表し、広く閲覧ができるようにしています。

(2) 見学会の充実

ごみ処理の実状を少しでも多くの方々に知っていただくため、見学会の充実を図っており夏休み処分場見学会、秋の谷戸沢処分場自然観察会などを通じて多くの方にご来場いただいています。

平成30年度は、104件、3,363人の見学者を受け入れました。処分場を整備してからの累計は、86,632人となりました。



夏休み処分場見学会（エコセメント化施設）



秋の谷戸沢処分場自然観察会

(3) オオムラサキ放蝶会・見学会

6月にはオオムラサキの放蝶会及び見学会を開催し、日の出町の小学校の皆さんや一般の方々に参加いただき、オオムラサキの放蝶のほか、谷戸沢処分場内の里山的自然環境の再生と保全状況を見学していただきました。



オオムラサキ放蝶会



オオムラサキ見学会

2. 環境活動の公表

循環組合の様々な情報をホームページや広報誌『たまエコニュース』でお知らせしています。



たまエコニュース

1. 廃棄物減容(量)化基本計画

これまでの減容(量)化の取組の検証を行うとともに、複数の中間処理施設における更新・機能変更などの状況の変化や循環組合に求められる社会事項等も踏まえ、平成27年7月に「第5次廃棄物減容(量)化基本計画」を策定しました。平成28年度からは、この計画を基に、廃棄物の減容(量)化を進めています。

1. 計画の目的

一般廃棄物の最終処分の着実な実施と、組織団体と協力して廃棄物の減容(量)化に努め、さらにエコセメント化施設を安定的に運営することにより、資源循環型社会の構築に寄与することを目指す目的とする。

2. 計画の概要

(1) 計画期間

平成28年度から令和2年度(2020年度)までの5年間

(2) 計画目標

不燃残さ：令和2年度(2020年度)の搬入量を平成27年度比で40%減容(量)

焼却残さ：令和2年度(2020年度)の搬入量を平成27年度比で5%減容(量)

3. 計画の方針

搬入残さの質及び量の変化に対応し、事業の安定的運営を維持・継続していく計画とする。

4. 主要課題と対応

- 乾燥灰の搬入に係る仕組みづくり
- 搬入配分量算出方法の変更
- 不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更

2. 地球温暖化対策実行計画

循環組合は、温室効果ガスの排出量の多い事業所として、温室効果ガス削減の目的、目標を定めた「東京たま広域資源循環組合地球温暖化対策実行計画」を策定しています。平成22年度からは、この計画を基に、地球温暖化対策活動を計画的に進めています。

1. 計画の概要

(1) 対象施設

以下の施設を対象として温室効果ガスの削減を図ります。

- エコセメント化施設
- 二ツ塚廃棄物広域処分場
- 谷戸沢廃棄物広域処分場
- 相沢沖覆土資材置場

(2) 計画期間

東京都環境確保条例に基づき、循環組合が東京都に提出した「地球温暖化対策計画書」に合わせ、平成19年度を基準年とし、第二計画期間は平成27年度から平成31年度(2019年度)までの5年間とします。※第一計画期間は、平成22年度から平成26年度

(3) 目標

基準排出量(基準年度の平均)は77,269t・CO₂/年です。

これを平成27年度から平成31年度(2019年度)までの5年間で15%以上の削減を目標にします。

2. 基本方針

下記の基本方針に則り、具体的な施策を実施していきます。

1. 空調機温度の適切な設定、不要照明の消灯など省エネに対する取組
2. LED証明の導入など省エネ機器の導入の推進
3. 組合職員だけでなく、委託事業者を含めた環境意識向上のための取組

省エネ設備(インバーター)が導入され、稼働するクリンカクーラ(エコセメント化施設内に設置)



クリンカクーラ設備



クリンカクーラを省エネ運転させる制御盤



Spring



Summer



Autumn



Winter



東京たま広域資源循環組合

〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大久野7642

TEL:042-597-6151

FAX:042-597-7886

E-Mail sjkumiai@tama-junkankumiai.com

URL <http://www.tama-junkankumiai.com/>